

## 障がいのある学生への支援に関する基本方針

### 基本方針

本学は、建学の精神に基づき、本学で学ぶ学生が障がいの有無にかかわらず、すべての学生が互いの人格や個性などを尊重し合いながら、修学及び学生生活を送れる環境づくりをすすめ、次の各号に定める全学的かつ総合的な学生支援に努めます。

- (1) 学生一人ひとりの修学に関する継続的で総合的な相談支援体制を整備します
- (2) 障がい等の有無にかかわらず学生の個性を尊重した修学環境の提供に努めます
- (3) 学生が社会的かつ職業的に自立できるよう修学・生活・進路選択全般にわたる支援に取り組みます

※この基本方針は「聖和学園短期大学における障がいのある学生への支援に関するガイドライン」（令和7年4月1日施行）に基づいております。

**支援体制** 支援に関する相談や支援の申し出には、関連部署が連携し、全学的な体制で行います。

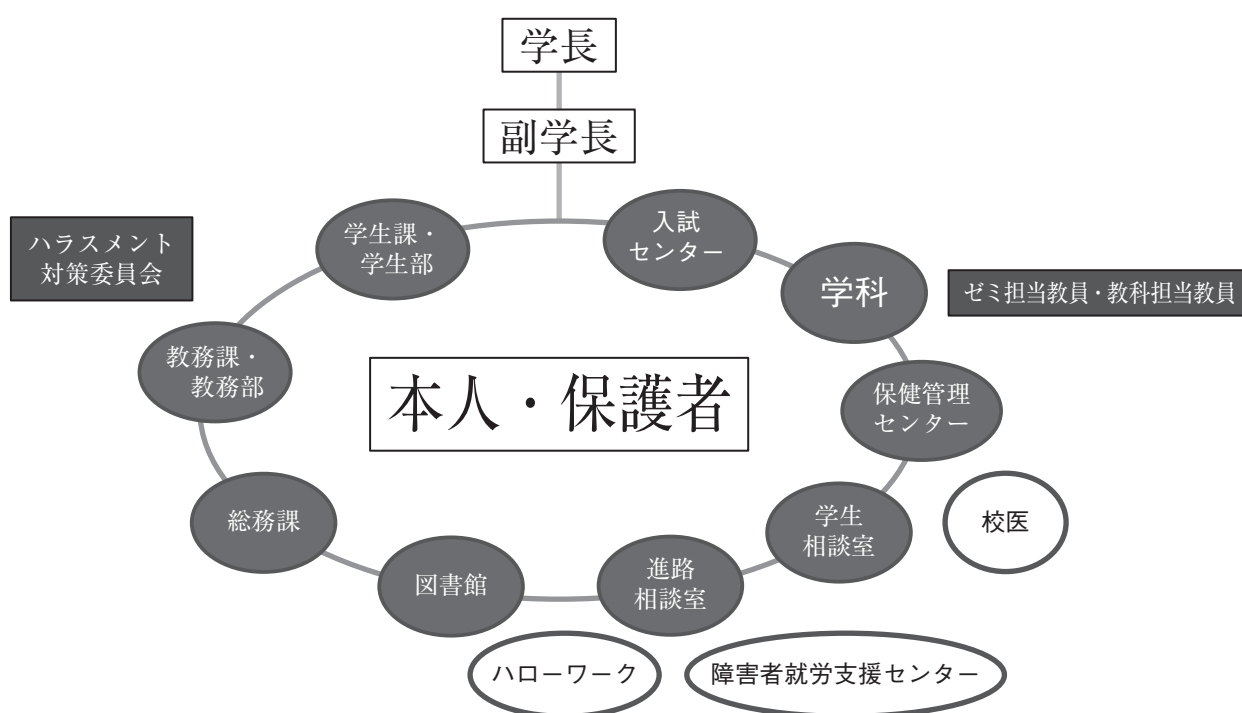
〈統括責任者〉 学長

〈実務責任者〉 学生部長

〈相談窓口〉 保健管理センター（在学生） 入試センター（入学希望者及び入学予定者）

〈各部署の主な役割〉

入試センター	オープンキャンパスに関すること、入学試験に関すること
保健管理センター	心身の健康管理、健康相談に関すること、校医との連絡・調整、個別配慮申請受付
学生相談室	メンタルヘルスカウンセラーによるカウンセリング
学生課	通学、個人ロッカー、食堂・売店、奨学金など学生生活全般に関すること
教務課	授業履修、試験、資格取得等に関すること
総務課	学費納入、施設の整備や利用等に関すること
進路相談室	就職、進学に関する個別相談、学外の関連機関との連携に関すること
学科	修学上の困難、支援全般に関する相談等に関すること
図書館	図書、資料、文献の検索等に関すること
ハラスメント対策委員会	不当な差別的扱いを受けたと感じた時などの相談に関すること



## 支援を受けたいときは

障がい等の理由により、修学上、何らかの支援（教育上の合理的配慮）が必要な場合、まずは保健管理センターまでご連絡ください。面談の場を設けた上で、希望する支援内容等を詳しくお伺いします。

修学上の支援は、学生本人やご家族等の申し出をもとに、その内容と必要性を検討した上で行います。入学前、入学後のいずれの時期でも申し出可能です。成績評価には一切影響しませんので、安心してご連絡ください。

## § 支援の対象と範囲 §

- 〈対象となる障がい等〉 身体障がい、知的障がい、発達障がい、精神障がい、その他の心身の機能障がい等により修学上の支援が必要な方
- 〈対象となる範囲〉 本学在学学生、科目等履修生、本学への入学を希望している者及び入学予定者
- 〈支援の範囲〉 講義、実技、実習、試験、大学行事等で必要であると認められる範囲  
※通称名等の使用を希望される場合は、別途、ご相談ください。

## 支援を受けるまでの流れ（在学学生、科目等履修生）

### 1 連絡

下記のいずれかの方法で、ご連絡ください。

〈連絡方法〉

#### 窓 口

**1F 保健管理センター** に直接おいでください。 平日 8:40～17:00  
原則、土・日は対応できません。

#### メー ル

以下の5つを書いて、保健管理センターまでメールを送ってください。

- ①所属学科・学年 ②学籍番号 ③氏名 ④面談希望日時（複数候補を挙げてください）  
⑤障がい等の内容と希望する支援（概略でかまいません）

メールを確認次第、お話を聴く日程について、保健管理センターから返信をします。なお、メールの返信は、原則、月～金曜日の9:00～16:00に致します。

**保健管理センターアドレス：hoken.soudan@seiwa.ac.jp**

#### 電 話

保健管理センターまでお電話ください。

**電話番号（ダイヤルイン）：022-376-3151（代表） 022-376-8253（直通）**

### 2 相談

保健管理センターが窓口となり、関係教職員が本人（必要に応じて保護者や保証人）と面談し、以下の2点について確認するとともに、支援までの流れについて説明します。

①困難状況の確認（授業場面（試験を含む）、学内生活場面における困難状況について把握します。）

②支援ニーズの確認（必要な支援内容は、学生の特性や場面に応じて異なります。その学生にとって、どのような支援が必要なのかを整理しながら確認します。）

\*支援の申し出に必要な「修学上の支援（合理的配慮）申請書」（本学指定書式）は、面談時にお渡しします。

### 3 支援の申し出（必要書類の提出）

面談終了後、「修学上の支援（合理的配慮）申請書」（本学指定書式）が提出された場合、保健管理センターが窓口となり、受理します。

〈申し出の際に必要な書類〉

- ①「修学上の支援（合理的配慮）申請書」（本学指定書式）
- ②障がいならびにそれをもとに支援が必要な状況であることがわかる資料（例：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医師による診断書、発達検査記録、入学前の個別の指導計画や支援記録など）

### 4 支援内容に関する学内協議・検討

提出された申請書や資料、面談で伺った内容等をもとに、本学として提供可能な支援について、関係教職員が協議し、支援の内容や実施計画を検討します。また、授業場面における支援内容については、授業担当者との連絡調整も行います。なお、支援内容や実施計画の策定にあたっては、所属学科や担当教員とも協議をしますので、2～3週間かかることがあります。

※最終的な判断は各授業担当教員が行います。希望通りの配慮が難しい場合もありますが、双方が納得できるよう話し合いを続けます。

### 5 支援内容の決定（合意形成）

支援内容や実施計画について、保健管理センターからご本人ならびに保護者や保証人にお知らせします。内容について、確認と合意が得られたら、「修学上の支援（合理的配慮）合意内容書」を作成します。

### 6 支援の実施

実際の支援は、「修学上の支援（合理的配慮）合意内容書」の作成をもって開始となります。学期末には、振り返りと今後の支援のあり方について、学科が窓口となって、面談する場を設け、必要に応じて支援内容の見直しを行います。